

2019年4月1日

透析関連排水に関する勧告

一般社団法人日本透析医学会

理事長 中元 秀友

公益社団法人日本透析医会

会 長 秋澤 忠男

公益社団法人日本臨床工学技士会

理事長 本 間 崇

各透析施設においては、下水道法ならびに関連自治体条例等を遵守するため透析関連排水に関して以下の管理を実践するよう勧告する。

1. 中和処理装置(システム)の設置

法および条例で規定されている「水素イオン濃度(例:東京都 23 区の規制ではpH:5 を超え 9 未満)」を満足すべく中和処理装置(システム)の設置を原則とする。なお、使用する装置(システム)については、届出等各自治体関連部署の指示に従うものとする。

2. 適正な消毒剤・洗浄剤の使用

1. を達成すべく、適正な消毒剤・洗浄剤を使用する。具体的にはメーカー指定のものを所定の方法で使用する。

3. 適正な排水管理

基準を満たす排水が流れているか、排液モニタリング(排液pH 測定等)を通じて適正に排水管理する必要がある。

上記内容を充足すべく具体的な方策について、今後 3 団体はマニュアル等を通じて啓発活動に努める所存である。